

防災まちづくり懇談会ニュース

令和3年3月発行

「町会別防災まちづくり懇談会」を開催しました！

「町会別防災まちづくり懇談会（2）」概要

開催日時：11～12月の各役員会等に合わせて実施

開催町会：小田1丁目町内会（11/2、12/1）

小田五六町内会（11/6、12/6）

小田中央町内会（11/7、12/5）

小田3丁目町内会（11/8、12/8）

浅田1・2丁目町内会（11/28、未定）

場所：各町内会館

内容：これまでの防災まちづくり懇談会等で出された課題への対応策や他都市の事例を、次の2つのテーマに分けて、各1回で紹介しました。

テーマ『道路・公園編』『建物・住まい編』



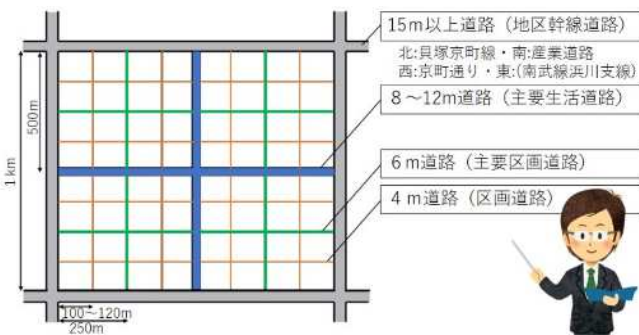
会場の様子（浅田1・2）



会場の様子（小田五六）

『道路・公園編』

① 地区内に必要な道路



●道路の幅員ごとに役割があり、適切な間隔で道路を配置することが理想です。

●地区に不足している幅員6m以上の道路の整備手法としては、事業（用地買収・家屋補償）による方法や地区計画による規制を行う方法があります。

●幅員4m未満（二項道路）の場合、建替えの際に敷地の後退が必要です。後退した部分に私物を置かないよう、後退後のルールを独自に定めている他都市もあります。

主な意見

- 二項道路はきちんと後退し、ものを置いたりしないようにすべき。
- 後退用地は市が買い取ってほしい。
- 通り抜けできない道があるので、防災上の観点から検討してほしい。

② 公園について

●ポケットパークは、市が土地を取得、整備し、管理は地元と市が協力して行います。

●防災空地は、市が民有地を一定の期間貸借して整備し、管理は地元町内会にお願いしています。

主な意見

- 空家が売られて壊される前に、公園や防災空地の整備につながるよう、市で動いてほしい。

『建物・住まい編』

③ 空家への対応

●空家の除却補助と、除却後の土地の防災空地への転用を支援しています。早期に情報を共有し、市から所有者へ働きかけていきます。

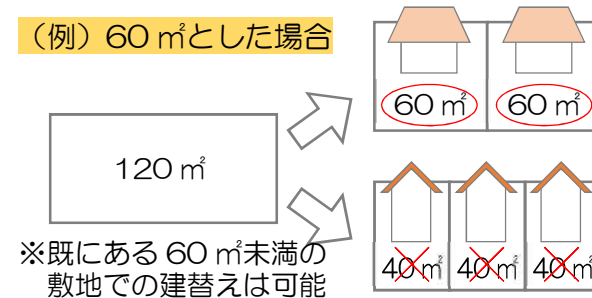
④ 個別での建替えが困難な状況への対応

●「接道条件が悪い」「敷地が狭い」「権利関係が複雑」などで個別での建替えが困難な場合、周辺の方と一緒に建て替える『共同建替え』（共同住宅、戸建て住宅での建替え）も、有効な選択肢の一つです。

⑤ 敷地の小割への対応

●地区計画で「敷地面積の最低限度」を定めた場合、新たに発生する狭小敷地を制限することができます。

（例）60㎡とした場合



主な意見

- さらに密集していくことが一番心配だ。安全なまちにするためにルールを早く定めてほしい。
- 規制するとして、どの程度の面積が妥当か示してほしい。

⑥ ワンルームマンションへの対応

●川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱等では、15戸以上の場合には駐輪場の設置やゴミ置き場の協議を定めています。

●他都市では、要綱等の対象より小規模なものについて、地区独自のルールを定めて対応しているところもあります。



地区独自のルール例

- 必要な数の駐輪場やごみ置き場を敷地内に設置するよう努める
- 管理事業者名や連絡先を掲示する

上落合中央・三丁目地区まちづくりガイドラインより

主な意見

- 生活マナーが気になる。建設前に、町会に情報が伝わるようなルートをつくる必要がある。

次回の懇談会について

「町会別防災まちづくり懇談会（1）」では、各町内会において地域のみならずから「地区の課題」を出していただきました。

今回の「町会別防災まちづくり懇談会（2）」では、「町会別防災まちづくり懇談会（1）」で出されていた「地区の課題」について、他都市の例を含めた「対応策」をご紹介しました。

次回以降は、これらの「対応策」を小田地区にあてはめた場合についてご提案していきたいと考えています。

テーマは次のようなものを予定しています。

- 敷地の小割規制について（規模面積など）。
- 防災上最低限必要な道路について。
- よりよい住環境となるよう、地域でできるルールづくりとは。

今後の開催については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言の解除を待ち、その後の状況を踏まえ、各町内会と相談し、決定していきます。